

日本共産党の広次忠彦です。通告にそって、1問1答方式で質問します。

最初に、環境行政について、1点目は、ごみの減量について質問します。

家庭ごみの有料化が実施されました。有料化がごみ減量につながることは疑問があることを、わが党市議団は、一貫して指摘してきました。

さて、12月議会で、「違反ごみの混入がいちじるしい場合、ごみ袋の開封調査を実施し、指導していくことも必要ではないか」という趣旨の質問に対して、環境部長は、「正しい分別や排出の指導啓発をする。混入がいちじるしい地域について、指導啓発をする。それでも改善しない場合は、ごみ袋を開封し、排出者の調査、排出者が判明したら指導する」と答弁しました。

この答弁には重大な内容が含まれていると思います。このことを前提に、いくつか質問します。

まず、ごみ減量の目標達成について、あらためてうかがいます。大分市は、2017年・平成29年度までに、1人1日あたり826g、2006年・平成18年度比35%減量するとしていますが、有料化実施後の状況も含めて、進捗状況を簡潔にご答弁ください。(質問1)

この間の取り組みでは、目標達成をすることは出来ないと思います。そこで質問しますが、「開封による指導」以前に、どのようなごみ減量の対策を考えているのでしょうか、見解を求めます。(質問2)

市長は、ことあるごとに「市民との協働」と言ってきました。ごみ減量は、まさに市民の協力なしには実現できません。排出されたごみ袋の中を調査して、指導するのでは、監視行政でしかありません。またプライバシーの侵害にもな

りかねません。さらに、ごみ袋の有料化の必要もありません。

そこで質問しますが、ごみ袋を開封し、排出者を特定して指導するというやり方は、市民監視の強化、プライバシーの侵害になると思いますが、見解を求めます。(質問3)

つぎの質問に移ります。産業廃棄物最終処分場の建設についてです。あらたに、滝尾地域で50万立方メートルを超える安定型最終処分場の建設が計画されていると聞いています。設置しようとする事業者は、150万立方メートルの施設ができる程度の土地を保有しているとも聞いています。

経済活動をすすめるうえでは、処分場は必要とは考えます。しかし、廃棄物が増えることを考慮しない経済活動は、地球環境におよぼす影響からも見直すことが求められていると考えます。そのためにも、製造の段階から、廃棄物を極力減らす努力をすすめることが重要と考えます。そうすれば、巨大な最終処分場は必要ありません。

そこで質問しますが、最終処分場建設にあたって、住民との合意、水質などの安全性など、どのように担保する考えでしょうか、見解を求めます。(質問4)

つぎの質問に移ります。大企業の事故について質問します。県内では、昨年12月、新日鐵住金構内で爆発事故が発生しています。さきの事故も、近隣に破片などが飛び散るなどの事態になりましたが、幸いけが人がでなかったという状況です。大企業での事故は、近隣住民などへ大きな被害をもたらすことがあります。

そこで質問しますが、事故防止のための対策をどのように考えているのでしょうか、見解を求めます。(質問5)

新日鐵住金では、いまだに「事故ゼロ」と聞いています。構内での下請企業の事故を自社プラントの事故でないと主張する姿勢は問題があると思いますが、どのように受けとめているのでしょうか、見解を求めます。(質問6)

つぎの質問に移ります。福祉行政について、障害者の交通助成について質問します。1点目は、タクシーチケットの利用についてです。中心市街地やそれに近いところに住んでいる人は、1回の利用に1枚のチケットでも、活用のしがいがあります。ところが、郊外に住んでいる障害者が、買い物などで外出するときは、一定の距離を走る必要があります。こうしたとき、2枚以上のチケットを利用できれば、外出しやすいとの声を聞いています。タクシーチケットの利用を1回に2枚以上も認める考えはないでしょうか、見解を求めます。(質問7)

つぎに、福祉タクシーについてです。利用料金が、事業者によって違います。またその表示も、介助者を含む表示と含まない表示などとまちまちです。そこで質問しますが、利用料金の表示などを明確化するように、ぜひ対策を考えていただきたいと思いますが、見解をうかがいます。(質問8)

障害者から、「自分で買い物に行きたい。ヘルパーさんが運転する車に同乗に、買い物をいっしょにやってほしい」という声が寄せられています。障害者が、健常者と同じように生活するうえでも、当然の要求と思います。そこで質問しますが、こうした介助ができるように求める考えはないでしょうか、見解を求めます。(質問9)

最後に、平和と民主主義にかかわって質問します。

政府は、安全保障法制を制定しようとしています。同盟国が戦争を始めれば、従来は活動が禁止されていた「戦闘地域」、戦地まで行って軍事支援することや、同盟国が先制攻撃の戦争をおこなった場合、「閣議決定」が定めた武力行使の「新3要件」に合致すると判断すれば、日本は集団的自衛権を発動し、参戦するという、2つの重大問題が浮かび上がっています。

「新3要件」を満たすかどうかは、時の政権の一存で決まり、海外での武力行使が際限なく広がる危険性があります。与党のなかには、「新3要件」を明確にすべきなどの意見もありますが、結果として安全保障法制を制定し、戦争する国づくりにすすむことにかわりありません。

そこで質問しますが、安全保障法制を制定しないように、国に要求する考えはないでしょうか、見解を求めます。(質問10)

日出生台での米海兵隊の実弾砲撃演習がおこなわれています。4者協は、九州防衛局と冬期の演習は8時までとする協定を結んでいます。それを米海兵隊にも伝えています。にもかかわらず、初日から8時以降も、砲撃演習をおこないました。軍事車輛の輸送、演習後の外出など、市民にとってもかかわりのある演習であり、米軍のこうした姿勢は許せません。

そこで質問しますが、こうした米海兵隊の姿勢に抗議し、演習はやめるように、国に求めていく考えはないでしょうか、見解を求めます。(質問11)